

2020年4月

保護者・保証人 各位

東京大学教育学部附属中等教育学校
校長 齋藤 兆史

携帯電話の取り扱いについて

保護者の皆様には、日頃から本校の教育にご理解ご協力いただき、感謝申し上げます。
携帯電話(スマートフォンを含む)でのメール・ブログ・SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等の利用を通じて、社会で様々な問題が起きていることはご承知と存じます。文部科学省からは平成21年1月に、学校への携帯電話の持ち込みについて、学校が学校や地域の実態を踏まえた上で原則禁止にすべきである旨の通知が出ております。

本校でも対策に取り組んでおり、生徒手帳の生徒心得に「27.携帯電話等通信機器は校内に持ち込まない。家庭の事情によりやむを得ず持ち込む場合は、許可届を提出し、電源を切りロッカーまたはカバンの中にしまっておく。」ということを明記し、機会があるごとに繰り返し呼びかけ、生徒への周知を図っております。

しかし、以下のような事例が本校でも見られ、携帯電話の管理について生徒の自覚だけに任せておけない状況であると考えています。

- ① メールや SNS のチェックと入力に時間を割き、学習に支障をきたす生徒がいる。
- ② メールやブログ・SNS 等に悪口や嫌がらせを書きってしまった結果、大切な友人関係を壊し、学校生活に支障をきたしているケースが発生している。
- ③ 有害情報を発信しているウェブサイトアクセスして、金銭の支払いを不当に要求されたというケースが報告されている。

今年度も、本校における携帯電話の取り扱いについて下記の通り定め、生徒が健全な校内生活を送ることができるよう努めます。保護者・保証人の皆さまにおかれましては、なにとぞご理解・ご協力くださいますよう、お願いいたします。

記

<携帯電話の取り扱いについての規則>

- ・携帯電話は学校内に持ち込まない。
- ・家庭の事情によりやむを得ず持ち込む場合、「携帯電話の持ち込み届」を提出する。
校内では次のように携帯電話を扱い、絶対に使用しない。
 - ① 登校したら、すぐに電源を切る。校内では電源を入れない。
 - ② ロッカーやカバンの中にしまっておき、一切使用しない。
 - ③ 定期テストの際はロッカーにしまう。教室には絶対に持ち込まない。
 - ④ 上記が守れなかった場合、担任が携帯電話を預かり、保護者に返却する。

<ご家庭へのお願い>

生徒に携帯電話を持たせる場合、ウェブサイトや SNS へのアクセスを限定する・携帯電話会社のフィルタリングサービスを利用する等適切な利用契約を結び、ご家庭で決める携帯電話使用のルール・その他の法令を遵守するよう、ご指導をお願いいたします。

家庭の事情によりやむを得ず学校に持ち込む場合、右の「携帯電話の持ち込み届」に氏名や理由等を記入し、5月8日(金)までに担任へご提出ください。

東京大学教育学部附属中等教育学校
校長 齋藤 兆史 殿

2020年度 携帯電話の持ち込み届

下記の事情により、携帯電話の校内持ち込み届を提出いたします。
つきましては、持ち込みにあたり東京大学教育学部附属中等教育学校が定めた、<携帯電話の取り扱いについての規則>および法令を遵守させることを約束いたします。
また、携帯電話の破損・盗難・個人情報の漏洩等については、保護者の責任とします。

2020年 月 日

学籍番号() 年 組 番 生徒氏名

保護者氏名 ㊞

携帯電話を持ち込む理由(生徒本人が記入する)

家庭からの連絡欄(保護者が記入する)

(定期テストで教室への持ち込みが発覚した場合、不正行為と見なすことがあります。)